

## 内 容 説 明 書 ( 2 8 - 1 工 区 )

### 1. (塗替塗装用足場)

(1) この工事に使用する塗替塗装足場は、請負業者任意構造とする。

(2) 足場の組み立て解体は次により行うこととする。

①足場の組み立て解体作業は、夜間作業とする。

②夜間線路閉鎖作業は、モノレール会社監督員の許可があるまで、建築限界内での作業に着手してはならない。また、作業終了後はその旨をモノレール会社監督員に報告すること。

※夜間線路閉鎖作業時間帯は概ね 0 : 3 0 ~ 4 : 3 0 である。

③足場の組み立て解体は、当日の作業終了後モノレール会社監督員の安全確認を受けること。

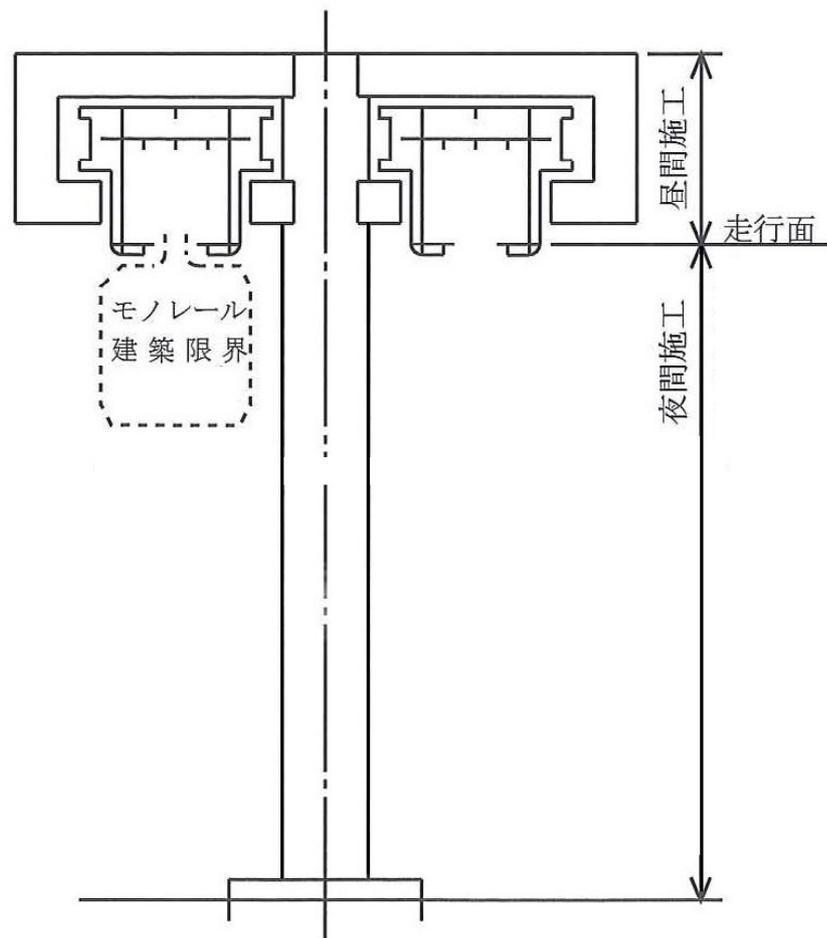
④養生は防護シートとする。

⑤桁上のラック防護は板張りとする。

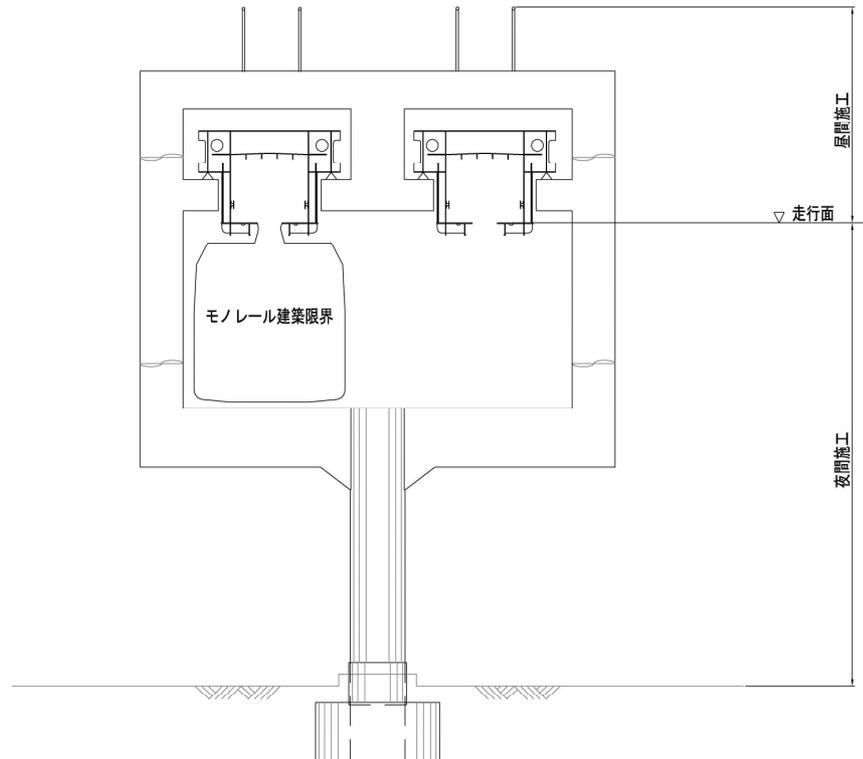
### 2. (塗装作業)

(1) この工事の昼・夜間作業の区分は下図のとおりとする。

T型支柱



## ラケット型支柱



(2) 夜間作業による塗替塗装は、高所作業車の使用を考えている。

(3) 夜間線路閉鎖作業においては、モノレール会社監督員の許可があるまでは、建築限界内の作業をしてはならない。また、作業終了後はその旨をモノレール会社監督員に報告すること。

### 3. (軌道保守作業との競合)

(1) この工事と軌道保守作業が競合する場合は、軌道保守作業を優先とする。従って同一区間の作業が競合する場合は、塗装作業が中止となる場合もある。

(2) 軌道保守作業車が作業現場を通過する場合は、作業を一時中断し保守作業車の走行に支障しないようにすること。

### 4. (諸標その他)

(1) 軌道桁、支柱に記してある記名は次により表記すること。

- ① 塗装年度
- ② 塗料名
- ③ 塗装回数
- ④ 施行年月日
- ⑤ 塗装業者名

(2) 支柱（橋脚）に表示してある諸標は撤去すること。また塗装終了後請負業者の負担にて、夜間反射式の新しい諸標を貼ること。

(3) 軌道桁上面端部に設置してある水抜き孔は、塗替塗装を行う前に清掃し、詰まっている水抜き孔は貫通させること。なお、この水抜き孔には塗装をしないこと。

以 上